

○神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等事務取扱規程（概要）

（平成 24 年 3 月 12 日 神奈川県警察本部訓令第 4 号）

最終改正 平成 27 年 3 月 2 日 神奈川県警察本部訓令第 4 号

この訓令は、別に定めのあるもののほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づき、神奈川県警察における風俗営業、性風俗関連特殊営業、深夜における酒類提供飲食店営業、質屋営業、古物営業、警備業、探偵業、インターネット異性紹介事業並びに銃砲刀剣類及び火薬類等の危険物に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 生活安全総務課長の任務
- 警察署長の任務
- 事務取扱責任者
- 許可等事務担当者
- 事務取扱い上の留意事項
- 申請書等の收受手続
- 手数料の取扱い

等である。